

デジタル動画を活用した運動部活動・地域クラブ活動の
サポート体制の構築に向けた実践研究事業
(地域スポーツクラブ活動体制整備事業) 委託要項

令和6年6月28日
スポーツ庁次長決定

1. 趣旨

スポーツ庁では現在、学校の運動部活動の地域連携・地域移行の改革を進めているが、単にこれまでのスポーツ活動を地域にスライドするだけでなく、持続可能な形で子供たちが多様なスポーツ活動に親しむ環境をあわせて構築していくことが極めて重要である。

その際、地理的・人的要因によるスポーツ体験格差を生まないことが極めて重要であり、そのためには、各競技共通の基盤となる要素と、各競技に特化した基礎的・専門的な要素の双方について、デジタル技術を駆使したスキル学習動画等を活用できるシステムを形成することが必要である。

こうした課題に対応すべく、大学・スポーツ団体・民間企業等が持つノウハウの活用によるデジタルコンテンツの充実と、活用促進により、部活動や地域クラブ活動の支援体制を強化し、生徒が主体的に学ぶ環境を整備するための取組を行う。

2. 委託業務の内容

主に中学生年代の生徒を対象に、子供たちが部活動や地域のクラブ活動において運動やスポーツを実施する際に、自ら主体的に学ぶ環境を整備するために、(1) 自主学习用の動画コンテンツの収集・整理、(2) 動画コンテンツの活用促進についての取組を行う。具体的な内容は、公募要領等において別途定める。

3. 業務の委託先

委託先は、公募要領等で定める事業者等を対象とする。

4. 委託期間

原則として契約を締結した日から当該年度の3月31日までとする。ただし、公募要領等に別途定めがある場合は、この限りではない。

5. 委託手続

- (1) 委託を受けようとする事業者等は、事業計画書等をスポーツ庁に提出すること。
- (2) スポーツ庁は、上記により提出された事業計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認められた場合、事業者等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。また、必要に応じて当該計画等の見直しを求めることができる。

6. 委託経費

- (1) スポーツ庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額）、一般管理費（1

0%を上限とする。)、再委託費)を委託費として支出する。なお、支出できる経費は、契約期間内に使用した対象経費に限る。

- (2) 契約締結及び支払を行う場合には、国の契約締結及び支払に関する規定の趣旨に従い、経費の効率的な使用に努めることとする。
- (3) スポーツ庁は、委託先が委託要項又は委託契約書等に違反したとき、実施に当たり不正若しくは不当な行為をしたとき、又は委託業務の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、委託費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

本事業の一部を再委託しようとする場合は、「再委託に関する事項」を記載の上、スポーツ庁に提出し、承認を受けることとする。再委託の承認後、再委託の相手方の変更等が生じた場合も同様とする。

なお再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託）することはできない。

8. 業務完了（廃止等）の報告

- (1) 委託先は、委託事業が完了したとき、契約の廃止又は解除（以下「廃止等」という。）の承認を受けたときは、委託事業完了（廃止等）報告書作成し、業務が完了した日又は廃止等の承認を受けた日から10日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、支出を証する書類の写し等とともに、スポーツ庁に提出しなければならない。
- (2) スポーツ庁は、委託事業の成果普及等のため、上記（1）の委託事業完了（廃止等）報告書のほか、委託事業の事例の提供や、成果の報告等を求めることができる。

9. 委託費の額の確定

- (1) スポーツ庁は、上記8.（1）により提出された委託事業完了（廃止等）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託先へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、委託事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. 書類の保存

委託先は、委託費に係る収入及び支出を明らかにする帳簿を備え、スポーツ庁の請求があったときは、いつでも提出できるよう収入及び支出の事実を明らかにした領収書その他の関係証拠書類とともに、本委託事業を実施した翌年度から5年間整理保存するものとする。

11. 著作権等

- (1) 委託先は、委託事業により発生した権利がある場合には、原則として本委託事業完了後速やかにスポーツ庁に帰属させるものとする。
- (2) （1）の規定にかかわらず、スポーツ庁が必要と認めたときは、委託先は無償でスポーツ庁及びその他教育機関が使用することを許諾するものとする。

12. その他

- (1) スポーツ庁は、委託先における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) スポーツ庁は、委託業務の実施に当たり、委託先の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) スポーツ庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。また、委託先は、スポーツ庁の求めがあった場合には、本委託事業に関して必要な書類等を提出しなければならない。
- (4) 委託先等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) 委託先は、委託業務の実施に当たり、成果報告書等成果物のほか、開催案内等対外的な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明示しなければならない。
- (6) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。